

令和 7 年

第 2 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和7年第2回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和7年2月20日 午前10時30分開会
午前11時00分閉会

2. 場 所 市役所3階第2会議室

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳 4. 小鹿倉 薫
5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘 7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久
9. 関 慎一 10. 三田 栄作

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係主査 鎌田 祥貴 農政係主査 川縁 多喜夫
農政係主任 山本 雅一 会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請書 1件
(2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について（照会） 1件
(3) 特定農地貸付の承認申請書 1件

5. その他

【北島会長】 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、お集り頂きましてありがとうございます。2月の総会を始めます。議事録署名委員の指名、6番、佐伯正弘委員、7番、佐伯義夫委員です。議題（1）農地法第3条の規定による許可申請書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料1ページをご覧ください。農地法3条の規定による許可申請書で、番号は1番になります。農地の所在、地目、面積、権利の内容は記載のとおりとなります。譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業は記載のとおりです。経営の状況ですけれども、譲渡人のほうは、畑が1,612平方メートル、田が2,402平方メートル、合計4,014平方メートルとなります。譲受人のほうですけれども、畑が2,966平方メートル、田が1,381平方メートル、合計4,347平方メートルとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。農地法3条の許可申請書そのものは3ページ以降になります。当事者の譲渡人、譲受人は先ほどご説明したとおりとなります。2番、許可を受けようとする土地の所在地は先ほどご説明したとおりで、売買に係る対価は記載のとおりです。3番、契約の内容ですけれども、許可後、売買により所有権の移転を行います。次に、4ページ、こちらは申請書別添の資料となります。1-1ですけれども、権利を取得しようとするAさんの農地の利用状況となりますけれども、こちらは、所有地として、田が1,381平方メートル、畑が3,134平方メートルで、合計4,515平方メートルとなります。続きまして、5ページ、1-2のほうですけれども、Aさんの作付作物、作物別の作付面積の状況は、米を田でということで1,389.94平方メートル、里芋、玉ねぎ、にんにくを畑で栽培されまして、それぞれ記入のとおりとなります。大農機具ですけれども、トラクター1台、管理機1台、畝立機1台、田植機1台を所有されています。次に、農作業に従事する者ということで、Aさんお一人で、農作業歴は25年となります。Aさんの住所地から購入する農地までの距離と時間ですけれども、1キロメートルで、10分ということになります。6ページをご覧ください。4番、Aさんの農作業の従事状況ということで、年間300日従事をされています。8ページをご覧ください。6番、周辺地域との関係ですけれども、隣接する所有地と同様、水稻栽培を行うため周辺地域への影響はないということで記入されています。申請書の内容の説明は以上となります。ご審議頂ければと思います。

【北島会長】 先日、三田職務代理、関農地利用班長、私とで現地確認しました。田んぼの排水の部分ということで取得されたそうです。農業に活用するための取得ということですので問題はなく、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【北島会長】 次に、（2）都市農地の貸借円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料9ページをご覧ください。国立市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に係る事業計画の決定について照会が来ています。10ページをお開きください。10ページ以降が申請書となります。申請者の住所、氏名は記載のとおりです。事業計画の内容ですけれども、I、共通項目、貸借権等の認定を受けようとする者の氏名、住所は申請者自身となります。2番、貸借権等の設定を受ける都市農地の所在は記載のとおりです。場所は17ページの案内図をご覧ください。10ページにお戻り頂き、地目ですけれども、登記簿、現況とも畑となります。面積は803.1平方

メートル、所有者は記載のとおりとなります。設定を受ける賃借権等は、使用賃借権で、始期が令和7年4月1日から、存続期間は5年間、賃料はございません。11ページの3番に移ります。こちらは貸借円滑化法施行規則第3条第1号の事業ということで、これはイに該当されます。イというのは、申請する農地で生産された農作物を申請地内、国立市内で販売することが認められるという項目になります。中段の施行規則第3条第2号の事業ということで、こちらは農地所有者のCさんの申請者であるDさんの農業経営に対する関わりということで、これまでの栽培経験を基に栽培指導を行い、農地の見回りや周辺住民からの相談などを行うとされています。4番、こちらはDさんの農作業の従事日数となりますが、現状200日で、使用賃借権設定後は300日を予定されています。次に、12ページ、IIの選択項目ですが、こちらは農作業に常時従事すると認められる個人ということでイに該当されまして、5-1、5-2、6の項目の記入が必要となります。5-1ですけれども、所有地以外ということで、借入地として1,783平方メートルの畑を借りられています。13ページの5-2のほうですが、こちらDさんの作付作物と作付面積の状況ということで、畑で露地野菜を栽培されていて、2,586.1平方メートルとなっています。大農機具は、耕運機1台、マルチャー1台を所有されています。(3) 農作業に従事する者ですが、申請者であるDさんということで、農業技術修学歴が2年、その他、国立市援農ボランティア、農業大学、園芸高等学校等で農作業経験がおありということになっています。Dさんの住所地から借りようとする農地までの距離と時間ですが、2キロメートルで、10分となります。次に、6番、借入地の畑における周辺地域との関係ですけれども、これは周辺農地等に影響がないような農作物を栽培する他、農薬散布を適切に行って雑草の発生防止に努めるとされています。ご説明は以上となります。ご審議頂ければと思います。

【事務局】 補足をよろしいですか。大農機具のところですが、トラクターが抜けておりまして、こちらは古い書類が挟まっています、リースのトラクターが1台加わります。以上となります。

【北島会長】 何か質問はありますか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、この件は承認とします。それでは、(3) 特定農地貸付の承認申請書、1件、事務局、お願いします。

【事務局長】 資料19ページをお開きください。特定農地貸付の承認申請書ということでFさんから申請書が出されています。Fさん自身が生産緑地内に市民農園を開設するというので、貸付規程、特定農地貸付の用に供する農地の位置及び付近の図面、貸付協定が提出されています。まず、申請者であるFさんの農業の従事計画書ということで、20ページをご覧ください。申請者であるFさんですが、周辺住民からの相談等の受付対応、生産緑地の縁辺部の道路等の見回り、農作物の生育状況の連携を行うなど、本件農地で行われる農業に関して年間合計150日従事しますと書かれています。次に、2番の特定農地貸付を行う農地ですが、所在、地番は記載のとおり、地目は、登記簿は田ですが、現況は畑となっています。面積は307平方メートル、場所は23ページの案内図をご覧ください。資料21ページにお戻りください。次に、特定農地貸付規程の主な部分についてご説明させていただきます。まず、第4の貸付条件ですけれども、貸付期間は1年間としまして、最長5回まで更新可。貸付に係る賃料ですが、1区画当たり年間1万2,000円。貸付を受ける者は賃料を2月20日までに開設者が指定する者に支払う。それから、貸付農地において行ってはならない行為ということで、建物及び工作物を設置すること、営利を目的とした作物を栽培すること、貸付農地を転貸すること、他の農地等の迷惑となることの4項目が記載されています。次に、第8の貸付契約の解約等ですけれ

ども、解約できる理由として4項目記載されています。まず、借受者が貸付契約の解約を申し出たとき、先ほどご説明しました第4の2に掲げる行為をしたとき、貸付農地を正当な理由なく耕作しないとき、農地所有者に死亡等が発生したときの4項目となっています。22ページをご覧ください。第9、貸付農地の返還ということで、借受者は貸付期間が終了したとき又は先ほどご説明しました貸付契約を解約できる4つ行為を行ったときは速やかに貸付農地を原状に復して返還しなければならないとされています。次に、25ページの貸付協定をご覧ください。こちらは、既に国立市とFさんが締結した貸付協定になります。まず、特定農地の適切な管理及び運営の確保に関する事項ということですけれども、開設者は、借受者が正当な理由がなく借受農地の耕作の放棄又は管理の放棄を行ったときには、借受者が借受農地の耕作又は管理の再開を行うよう指導しなければならないとしています。また、開設者は、借受者から返還を受けた農地又は貸し付けていない農地について、適切な管理を行わなければならない。開設者は、借受者が他の借受者の利用の妨げにならないように指導を行うとともに、借受者間に紛争が生じた場合には適切に仲裁しなければならない。次に、特定貸付農地の利用が周辺地域に支障を及ぼさないことを確保するために必要な事項となりますけれども、開設者は、既存水路の分断、既存の農業用水を利用する場合には、水の利用及び排水等について地域の関係者と調整を行わなければならない。開設者は、地域において行う共同防除等の病害虫の防除の計画を把握し、借受者に適切に指導するものとされています。開設者は、借受者が市民農園の周辺の住民、周辺農地などに迷惑を及ぼさないよう指導しなければならないとされています。そして最後となりますけれども、26ページ、特定農地貸付を中止し、又は廃止する場合において、特定貸付農地の適切な利用等を確保するために必要な事項となりますけれども、こちらは、開設者は、特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付を中止若しくは廃止するときには、自ら当該農地を適切に管理するものとする。開設者は、特定農地貸付を廃止する場合には、3か月の予告期間を置いて行うものとする。開設者は、特定農地貸付規程の承認の取り消しがあったとき、又は特定農地貸付を中止若しくは廃止するときは、現に適切な利用をしている借受者の利用の継続ができるよう他の市民農園の情報を提供するものとする。以上の内容で、1月24日付けで市と協定を締結しています。市民農園の区割り図ですが、24ページをご覧ください。これは上が北側ですが、東西に16区画で、各区画の面積は10平方メートルとなります。ご説明は以上となります。ご審議頂ければと思います。

【北島会長】 何か質問はありますか。ないようでしたら、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【北島会長】 では、承認とします。その他に行きます。(1)くにたち農業委員会だより61号の配布について、事務局、お願いします。

【事務局】 農業委員会だより61号が納品されました。記事の執筆等、ご協力頂いた委員の皆さんありがとうございます。各関係部署に配布していきたいと思います。主な配布先としては、市内農業者、各区市町村の農業委員会、稲作体験学習会事業を実施した市内公立小学校の5年生、あと、公民館や公の場所に配布していきたいと思っています。農業者の配布については各地区担当の農業委員さんをお願いします。配布名簿について何か修正等がございましたら、事務局にご連絡頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【北島会長】 よろしいでしょうか。そうしましたら、(2)1月分活動記録カードの集計結果について、事務局、お願いします。

【事務局】 1月の農業委員会活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」8件、B「農

業委員会、農業会議の会議・研修」1件、C「その他の会議・会合」2件、G「現地確認」8件、以上、19件です。

【北島会長】 ありがとうございます。(3) 第3回農業委員会定例総会日程について、3月26日(水) 10時から市役所3階第2会議室です。議題はこれで終わりましたが、稲作体験のジュートひも切りが大変なので関委員にお願いしたら、立派なものをつくって頂きました。この場をお借りしてお礼を申し上げます。総会はこれで終わります。ありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

6 番 佐伯 正弘 委員

7 番 佐伯 義夫 委員